

岩手県告示第621号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、養育医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

薬局の名称	所在地	指定年月日
とうごう薬局	陸前高田市竹駒町字細根沢2番地4	平成23年8月25日